

「工事発注時チェックシート（案）」（橋梁詳細設計）の試行
特記仕様書記載例

第〇条 「工事発注時チェックシート（案）」（橋梁詳細設計）の試行

1. 本業務は、「工事発注時チェックシート（案）」（橋梁詳細設計）（以下、「チェックシート」という。）の試行対象業務である。
2. 受注者は、調査職員が貸与するチェックシートに必要事項を記入し、調査職員に確認の上、業務完了時に調査職員に提出するものとする。
3. 受注者はチェックシートの作成にあたり、入力する項目・内容については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。
4. 受注者はチェックシートに入力する項目・内容に追加・変更が必要となった場合は調査職員と協議するものとする。
5. チェックシートは、本業務の成果品（及び公開用成果品）の対象とし、照査技術者による照査を行うものとする。
6. チェックシートの作成にかかる費用は見積もりにより設計変更の対象とする。
7. 受注者はアンケート調査を求められた場合、協力しなければならない。